

公示送達

下記の者については、住所等が不明であり、下記の書類が送達できないので町長がこれを保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

※地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した日に、書類の送達があったとみなされます。

公示第 44 号
令和 8年 7月15日

八千代町長 野村 勇



令和8年度 軽自動車税納税通知書

送達を受けるべき者の前住所、氏名及び書類の名称

台湾

WANG PO LING 王 伯齡

ベトナム

DO MINH DUC

茨城県結城郡八千代町

MUTHUKUMARA WAGAARACHCHIG

E SHASHI SAMINDA

茨城県結城郡八千代町

HETTI ARACHCHIGE KASUN MA

L I T H A

茨城県常総市

RANKOTHGE AMILA BUDDIKA R

ANKOTH

茨城県結城郡八千代町

WANNI ARACHCHIGE NAVEENDR

A DARSHANA KUMARA

栃木県足利市

WIJEMANNA MOHOTTIGE SAMPA

T H W I J E M A N N A

茨城県つくばみらい市

中村 政樹